

令和7年度 屋外広告物講習会の開催案内

岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県都市建築部都市政策課
電話 058-272-8648 (直通)

岐阜市木ノ下町5-21-1
岐阜県広告美術業協同組合
電話 058-245-4472

この講習会は、岐阜県屋外広告物条例（昭和39年岐阜県条例第47号）第37条の規定により開催されるもので、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識を習得していただくことを目的としています。なお、業を営む者は、その営業所ごとに講習会修了者等から業務主任者を選任しなければなりません。

このため、令和7年度の屋外広告物講習会は下記のとおり開催します。

なお、岐阜県屋外広告物条例及び規則の改正により、令和9年4月1日以降、本講習会の修了者は点検者の資格要件を満たさなくなります（岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市は市独自の屋外広告物条例により規制を行っていますので、各市にお問い合わせください。）ので、受講を検討される際はご注意ください。

1. 講習会日時

令和7年9月19日（金） 午前9時30分から午後5時まで

2. 講習会場所

岐阜市生涯学習センター（ハートフルスクエアG）2階 大研修室
岐阜市橋本町1-10-23 電話 058-268-1050

3. 受講対象者

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する業務に従事する方又は従事しようとする方

4. 講習課程

- (1) 屋外広告物関係法令に関する課程
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する課程
- (3) 屋外広告物の施工に関する課程

5. 講習課程の一部免除

次の者は、上記4（3）の「屋外広告物の施工に関する課程」（9：40～11：05）が免除されます。

- （1）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者。
- （2）電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者。
- （3）電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者。
- （4）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの。

6. 受講申込手続き

（1）受付期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月22日（金）

ただし、郵送による場合は、令和7年8月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

（2）受付場所

次のいずれかへ直接持参もしくは郵送にて申し込んでください。

県庁へ直接持参する場合は、1階の総合受付で、11階の都市政策課地域計画係に申込み手続きで来たと伝え、入庁用ICカードをもらってください。

岐阜県都市建築部 都市政策課	〒500—8570 岐阜市藪田南2—1—1	電 話 058—272—8648
-------------------	--------------------------	---------------------

岐阜県広告美術業 協同組合 事務局	〒500—8154 岐阜市木ノ下町5—21—1	電 話 058—245—4472
----------------------	----------------------------	---------------------

（3）提出書類

①屋外広告物講習会受講申込書（配布場所：上記受付場所又は、岐阜県ホームページからダウンロード）

②講習課程の一部免除を受けようとする者については、次の書類を添付すること。

（ア）建築士の資格を有する者にあつては、その免許証の写し又は建築士登録済証明書

（イ）電気工事士の資格を有する者にあつては、その免状等の写し

- (ウ) 第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者にあつては、その免状の写し
- (エ) 職業訓練指導員免許所持者にあつてはその免許証の写し、技能検定合格者にあつては合格証書の写し、職業訓練修了者にあつては修了証書の写し
- (4) 受講手数料
岐阜県収入証紙3, 000円を受講申込書に貼付し、消印しないこと。(ただし、講習課程の一部免除を受けようとする者は、岐阜県収入証紙1, 800円を受講申込書に貼付し、消印しないこと。)
なお、手数料は、申込みを取り消した場合又は講習会を受講しなかった場合においても返還できません。

【岐阜県収入証紙の取扱窓口】

- ・ 県内では、各金融機関・県事務所・ファミリーマート岐阜県庁店等
- ・ 県外では、十六銀行名古屋営業部・木曾川支店・東京支店
大垣共立銀行名古屋支店・東京支店

※窓口での購入が困難な方は、ファミリーマート岐阜県庁店で郵送購入が可能となっておりますので直接お問い合わせください。

(電話058-268-6080)

- (5) 受講定員 99名程度 (先着順。定員になり次第、受付期間中でも受付を締め切らせていただきます)
- (6) その他
受講票ハガキが令和7年9月9日(火)までに届かない場合、又は、住所・氏名等に変更が生じた場合は、岐阜県都市建築部都市政策課又は、岐阜県広告美術業協同組合事務局へ連絡してください。

7. 携行品 (講習会当日)

- (1) 講習会受講票ハガキ (申込み受理後に発送します)
- (2) 本人確認書類 (顔写真付き) 例: 運転免許証、マイナンバーカード等
- (3) 『屋外広告の知識 (第4、5次改訂版)』 (ぎょうせい刊)
 - 1、法令編 (第5次改訂版) 2、デザイン編 (第4次改訂版)
 - 3、設計・施工編 (第4次改訂版) 当日受付にてご購入出来ます。(希望者) * 販売価格は、3編セットの購入で7,600円【税込】ですが、デザイン編と設計・施工編をお持ちの方は、法令編のみ2,900円【税込】にて販売致します。(希望者)
- (4) 筆記用具、弁当等
- (5) 感染症予防のためマスクの着用を推奨します。

8. 講習会修了証書の交付

講習会の所定の課程を修了したと認められた者には、当日、講習会終了後に講習会修了証書を交付します。ただし、不正な方法により講習会を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を禁止し、又は講習会修了者の認定を取り消す場合があります。

9. 講習日程 次頁のとおり

令和7年度屋外広告物講習会 日程表

日・場所	令和7年9月19日(金)
時 間	岐阜市生涯学習センター ハートフルスクエア-G 2階 大研修室
9:00	受付開始
9:30	受 付
9:35	岐阜県広告美術業協同組合 理事長あいさつ
9:40	オリエンテーション
9:40~10:20	屋外広告物の施工に関する課程
10:20~10:25	(休 憩)
10:25~11:05	屋外広告物の施工に関する課程
11:05~11:15	(休 憩)
11:15~11:20	オリエンテーション
11:20~11:50	屋外広告物関係法令に関する課程 1 建築基準法
11:50~12:50	(昼 食 休 憩)
12:50~13:20	屋外広告物関係法令に関する課程 2 道路法
13:20~13:50	屋外広告物関係法令に関する課程 3 屋外広告物法・岐阜県屋外広告物条例
13:50~14:00	(休 憩)
14:00~14:30	屋外広告物関係法令に関する課程 4 岐阜市屋外広告物条例
14:30~15:00	屋外広告物関係法令に関する課程 5 自然公園法
15:00~15:10	(休 憩)
15:10~15:40	屋外広告物関係法令に関する課程 6 道路交通法
15:40~16:00	屋外広告物関係法令に関する課程 7 風営適正化法
16:00~16:10	(休 憩)
16:10~16:40	屋外広告物の表示の方法に関する課程 屋外広告物と景観
16:40~17:00	講習会終了証受渡